

資料 3

「災害拠点病院の指定について」

地医第486号
平成28年3月25日

奈良県医療審議会
会長 細井 裕司 様

奈良県知事 荒井 正吾



災害拠点病院の指定について

このことについて、下記の病院に対して地域災害拠点病院の指定を行うにあたり、医療審議会の意見を求めます。

記

1. 開設者	南和広域医療組合 管理者 荒井正吾
2. 病院の名称	南和広域医療組合 南奈良総合医療センター
3. 病院の所在地	奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1

○南奈良総合医療センターの災害拠点病院の指定について

1. 災害拠点病院

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入れ機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院

- ・基幹災害拠点病院・・・原則として県に1カ所（県立医科大学附属病院）
- ・地域災害拠点病院・・・原則として二次医療圏ごとに1カ所
奈良；総合医療センター、市立奈良病院
東和；済生会中和病院
西和；近畿大学医学部奈良病院
中和；大和高田市立病院
南和；県立五條病院

2. 南和医療圏の状況

現在、県立五條病院が災害拠点病院の指定を受けているが、平成28年3月末で閉院。

平成28年4月から、県立五條病院の医療機能を引き継ぎ、南和地域の急性期医療を担う病院として、南奈良総合医療センターが開院。

「地域災害拠点病院」は原則として二次医療圏ごとに1カ所整備することが必要（平成24年3月21日付け厚生労働省医政局通知「災害時における医療体制の充実について」（医政発0321第2号））とされていることから、南和医療圏で1カ所整備する必要がある。

3. 南奈良総合医療センターの状況

耐震構造や災害時に多発する重篤救急患者の救命医療診療設備等、施設及び設備については災害拠点病院指定要件を満たす。

災害発生時の傷病者等受入及び派出体制や地域医療機関への支援体制等、体制については県立五條病院の医療機能を引き継ぐので、要件を満たすと考えるが、今後も引き続き確認していく。

4. 指定について

南和広域医療組合より、南奈良総合医療センターの指定申請があり、指定要件を満たすため、地域災害拠点病院に指定する。

災害拠点病院の指定にかかる審査概要

指定要件：平成24年3月21日付け医政発0321第2号 厚生労働省医政局通知

(南奈良総合医療センター)

要件	判定	備考
1. 運営について		
① 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。	○	
② 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。 なお、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。	○	
③-1 災害派遣医療チーム（DMAT）を保有し、その派遣体制があること。	○	
③-2 災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。	○	
④ 救命救急センターもしくは第二次救急医療機関であること。	○	二次救急医療機関
⑤-1 地域の第二次救急医療機関とともに定期的な訓練を実施すること。	○	早期に実施予定
⑤-2 災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。	○	
2. 施設について		
① 病棟（病室、ICU等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）等救急診療に必要な部門を設けること。	○	救急告示指定予定
② 診療機能を有する施設は耐震構造を有すること。	○	病院建物本体免震構造
③-1 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。	○	6割程度 3日分
③-2 平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。	○	
④ 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。	○	7日分

要件	判定	備考
3. 設備について		
①-1 衛星電話を保有していること。	○	
①-2 衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。	○	
② 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。（情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。）	○	
③ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備を有すること。	○	携帯用人工蘇生器・集団災害用酸素吸入器・救急医療セット・CT・移動用X線装置・人工呼吸器・患者監視装置・人工透析装置
④ 患者の多数発生時用の簡易ベッドを有すること。	○	
⑤ 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有すること。	○	
⑥ トリアージ・タグを有すること。	○	

要件	判定	備考
4. 備蓄について		
①-1 食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。	○	食料、飲料水、 医薬品 ：各5日分
①-2 食料、飲料水、医薬品等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと。 (医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。)	○	早期に締結予定
5. 離着陸場について		
①-1 原則として病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。 やむなく病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輛を有すること。	○	病院屋上 ヘリポート
①-2 ヘリコプターの離着陸場は、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。	○	
6. 医療チームの派遣について		
①-1 DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車輛を原則として有すること。	○	
①-2 車輛には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。	○	